

茨城県中央児童相談所一時保護所 第三者評価結果

1 第三者評価機関 (一社) いばらき社会福祉サポート

2 訪問調査日 令和6年11月15日

3 施設の情報

- (1) 種 別：児童相談所一時保護所
- (2) 名 称：茨城県中央児童相談所一時保護所
- (3) 代表者：中央児童相談所長
- (4) 定 員：30名
- (5) 所在地：茨城県水戸市水府町864-16

4 評価の総評

【評価の高い点】

- (1) 一時保護所の生活については、入所時にリーフレット「生活の手引き」を用い、子どもの権利や相談の方法について説明しています。また、年齢や理解度に合わせ、日常生活の場面で必要に応じて、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について説明されています。「児童処遇マニュアル」を活用し、子ども一人ひとりの発達状態に合わせて基本的な生活習慣が身につくよう支援しています。特に、未就学の子どもは健康状態を優先に情緒の安定を含め生活習慣の習得に十分配慮しています。

職員は毎週振り返りを行い、月末には子ども支援に対するセルフチェックシートに記入し、自己評価を行っています。子どもの思いに寄り添い、良好な関係性を築き、子どもの言動や心理面における変化等を敏感に察知するよう努め、子どもが安全・安心・信頼感を持つことができるように取り組んでいます。

前回の第三者評価実施後に、子どもの年齢等に見合った日課の変更を行い、消灯時間を改善したことも生活者である子どもを主体に取り組んでいる姿が見受けられます。

- (2) 月2回嘱託医の定期的な診察日があり、かかりつけ医への継続受診も一時保護所の職員又は児童福祉司の同行により実施されています。急な発熱やケガ等の対応は看護師（非常勤）に相談し、指示を受け、連携している医療機関での受診がなされています。また、薬の飲み忘れや誤薬を防ぐために職員が二重チェックをするなど適切に対応しています。なお、職員間で情報を共有し心理面のケアを含め、安定的な生活が送れるよう支援しています。

「感染症が発生した場合の対策」は、マニュアルを用い感染症に罹患した子どもを隔離し、医療機関の受診や必要な治療が受けられるようにしています。

- (3) 一時保護開始時には、担当の児童福祉司から子どもの家庭の状況、性格、成長、発達等の状況等についての情報を得て、その後の支援に繋がれるようにしています。また、日々、子どもの行動観察を行い、行動観察記録を詳細に記入し、児童日誌や業務の引継ぎ等を通して職員間で情報の共有を図っています。また、行動観察会議が週1回実施され、援助方針の確認や子どもの意見から考えられる行動の背景や行動診断を行なっています。子どもが意向や意見を伝えにくい場合は、手紙を書く方法などで伝えるよう支援しています。なお、保護解除後も継続的な支援が行われるよう、行動観察記録や健康診断書等の引き継ぎ書を作成して情報が的確に伝わるよう努めています。

【改善点】

- (1) 前回と同様となりますが、県内5カ所の児童相談所の事業計画書、業務概要の中に、県内1カ所の一時保護所として事業内容が記されていますが、一時保護所としての独自の事業計画書を策定し、一時保護所の役割や運営方針等現状に即した計画を明文化し職員へ周知徹底することも大切であると思います。活動や行事以外にも取り組みの重点項目等を記載するなど必要な事業内容が記されたものとなるよう期待します。また、事業計画書の策定にあたっては、子どもや職員の意向等を反映できる仕組みがあることも重要です。
- (2) 食事は、3食・おやつが適切な時間に適温で提供されており、毎月1回は季節に応じた行事食等の提供がなされており、疾病やアレルギーへの対応については情報共有を図り、安全な食事の提供に配慮しています。子どもたちへのアンケート調査も月に1度行い、その結果をもとに業者と担当職員との話し合いもされています。しかしながら子どもたちの希望を尊重し好まれる献立も大切ですが、子どもの健康管理の面から栄養バランスの取れた食事の提供の検討が必要です。ことに生活習慣病の予防の観点から若年からの塩分の過剰摂取に配慮した食事が提供できることを望みます。
- (3) 子どもの教育を受ける権利の尊重は大切な課題となっています。長期滞在が増えている現状ではその機会を確保することが課題となっています。様々な理由により通学による学習の機会を得ることは困難であるとは思いますが、子どもの権利を擁護するうえでも検討することを望みます。

- (4) 一時保護所は、県内 5 か所の児童相談所のうち、1 か所だけに設置されていることから保護所と児童福祉司が密接な連携が保てる範囲には設置されていません。ただし、入所時や保護中の情報は、児童福祉司と保護所の職員間で共有するようになっています。密接な連携が取れる環境を設定することは容易ではないと思われますが、人事交流や IT を活用した連携などの工夫をして、密接に連携が図れることを望みます。
- (5) 一時保護所を利用する理由は様々となっていますが、特に重大事件や虐待児童の保護が事業報告書により増していることが伺われます。虐待内容も心理的虐待が半数以上(63.1%)となっており児童福祉司と連携し子どものケアに当たることが要求されていると思います。そのためにも職員の配置や勤務体制は職員や子どもの側に立った確保に努めることが望まれます。担当職員と共に看護職員においても子どもの健康管理の面から断続的なケア体制の確保やオンコールの採用等の検討が望まれます。
- (6) 施設設置基準となっておりませんが、健康づくりの基本となります運動・栄養・休養の観点から、野外活動で使用するグラウンドで小休止ができるような日陰を設けることを望みます。

6 第三者評価結果（評価項目毎）

【評価ランクについて】

S：優れた取り組みが実施されている

他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態

a：適切に実施されている

よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b：やや適切さにかける

「a」に向けた取り組みの余地がある状態

c：適切ではない、または実施されていない

「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

	[No.1] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか ✓ 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している ✓ 日常生活の中で伝える取組をしている	○	
1-2 子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか ✓ 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している	○	
入所時にリーフレット「生活の手引き」を用い、子どもの権利や相談の方法について説明しています。また、年齢や理解度に合わせ、日常生活の場面で必要に応じ、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について説明されています。 第三者への相談については、掲示物で知らせるとともに口頭で説明しています。アドボケイト事業についてビデオを活用し、説明するようにしています。職員の権利擁護への意識を高めるため、皆で受けられるような研修の実施に向けて企画中です。		

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

	[No.2] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか ✓ 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している ✓ 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている ✓ 子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている ✓ 子どもから、意見等が出されている ✓ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある ✓ 苦情解決の体制が整備されている	○	
2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか ✓ 子ども意見等があった場合の対応方法が明確になっている ✓ 実際に子どもの意見等が反映された事例がある	○	
リーフレット「生活の手引き」を用い、意見・要望・苦情等については、一時保護所の職員に相談するように伝えています。また、食堂入り口に意見箱を設置したり、児童福祉司に相談できることを伝え、意見を聴収する体制は整っています。なお、意見箱に投入された意見は、意見箱運用マニュアルに沿って点検を行い、対応を図っています。子ども会議は実施していませんが、休日の朝は、その日の過ごし方やグラウンドの使用順序などについて話し合い、子どもが自主的・主体的に行動できるようにリスクのない範囲で取り組んでいます。		

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	[No.3] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか ✓ 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している ✓ 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている ✓ 一時保護所での生活、注意事項を説明している（例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している、子ども同士で個人情報を交換しない等） ✓ リーフレット等のツールを作成・活用している ✓ 子どもにも分かる表現を用いて、具体的に説明をしている	○	
3-2 不服申立ての方法等について、保護者に示しているか ✓ 不服申立ての方法等について、保護者に説明している ✓ 不服申立ての方法について記載した説明用のツールがある	○	
一時保護の理由や目的については、児童福祉司によりインテーク等を通して説明しています。その説明は、入所時に施設紹介とともに職員が説明しています。不服申立てについては、児童福祉司が一時保護通知書に記載し、保護者には書面で通知しています。		

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	[No.4] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	○	
✓ 家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている ✓ 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている ✓ 子どもが理解できるよう、具体的に説明している ✓ 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている		
保護期間の見通し等は、児童福祉司や児童心理司の面接で子どもに伝えられ、内容が児童日誌に記録されています。一時保護所が県内 1 か所であることから、遠方の児童相談所との連携は、リモートなどを活用して円滑な連携が図られるように工夫しています。		

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

	[No.5] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか	○	
✓ 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している		
5-2 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか	○	
✓ 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している ✓ 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について検討している		
5-3 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	○	
✓ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している		
5-4 一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか	○	
✓ 里親委託や施設入所等への移行の必要性を説明している		
5-5 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	○	
✓ 移動先となる施設や里親との交流機会をつくっている ✓ 施設見学、事前面接、パンフレット等の提供が行われている		
一時保護の解除にあたっては、児童福祉司が子どもの意向を確認しながら支援していますが、保護所の職員が記載している行動観察記録などを通して子どもの気持ちを把握しています。なお、子どもが児童福祉司や保護者等への意向を伝えたい時には、手紙を書かせたり、児童福祉司に伝えています。保護者に対する考えや移行先となる施設や里親に不安を抱えている子どもなどには、子どもの特性に応じて対応しています。		

[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

	[No.6] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
6-1 子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか	△	
✓ 幼保職員への SOS の出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させている		
6-2 一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	○	
✓ 一時保護解除後の相談や支援について説明している		
児童相談所全国ダイヤルの使い方は練習させていませんが、児童福祉司が年齢に応じてSOSの出し方について説明しています。退所後の相談や支援については、児童福祉司が退所後の約束事を作成したうえで支援しています。電話以外の方法も(避難所、警察部署等)を教えています。いろいろな種類の伝え方をエンパワメントしています。担当職員がフィードバックすることもあります。児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させることを期待します。		

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

		[No.7] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (√ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか		○
	✓ 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている ✓ 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている ✓ 個別処遇を行う場合には、むやみに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている ✓ 子どもの身体を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない		
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか		○
	✓ 子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なかを時間をかけて納得が得られるように努めている		
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか		△
	✓ 制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある		
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか		○
	✓ 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている		
学校や保育所等の通学や登園については、一時保護所より遠距離であることから実施されていませんが、卒業式や修学旅行、運動会など学校行事に可能な限り参加できるように、児童福祉司と連携し、該当する児童相談所に連絡して参加できるように工夫しています。また、通学は里親委託で里親宅より通うことができることを伝えています。滞在が長期化していることから、社会参加を目的とした外出を検討していくことを期待します。行動制限については、気持ちのコントロールができなくて暴れたときや他の人に危害を及ぼすなど「危ないと感じた時」には、「生活の手引き」を活用してクールダウンの方法やホールドをする場合があることを伝えています。			

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

		[No.8] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (√ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか		○
	✓ しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいのかが記載されている		
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか		○
	✓ 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている ✓ 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等） ✓ 事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止策）		
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか		○
	✓ 職員研修等が実施されている ✓ 虐待防止のための組織運営面での取組みが行われている		
困ったことや心配なことなど、職員に話づらいことは意見箱を利用して伝えるように説明しています。被措置児童等虐待の防止については、新採や転勤してきた職員へ、権利擁護マニュアルを活用して説明しています。虐待等に関してはセルフチェックシート（毎月実施）で確認した後、課内会議（毎週、水曜日開催）にて検討されています。さらに、施設内研修会（２ヶ月に1回実施）で振り返り等を実施し、職員個々のコンプライアンスを高める取り組みがなされています。			

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

	[No.9] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか ✓ しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている	○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか ✓ 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている	○
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか ✓ 職員研修等が実施されている ✓ 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組みが行われている	○
入所時に「生活の手引き」を用い、困ったことがあったら職員に相談するように伝えられています。権利侵害があった場合は、子どもの権利擁護マニュアルにより対応を明確にしており、常に子どもの様子観察を行い、変化を感じた時には直ぐに対応しています。権利擁護については、日常的に上司からの指導があり、随時施設内研修会が行われています。		

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

	[No.10] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか ✓ 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある ✓ 特別な配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている ✓ 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている	○
入所の際には、児童福祉司から生活状況を徴集・確認し、一人ひとりにあった支援を心掛けております。過去には他国籍児童への取り組みとして、ハラル食を提供したり、大使館との調整をしたこともあります。		

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

	[No.11] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
11-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか ✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入について、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性) ✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている	○
LGBTQ等への配慮を必要とする子どもの受け入れの実績はありません。トイレや入浴は、個別対応としています。また、希望があれば居室や食事などでもできるだけ個別対応できるよう心がけており、性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受け入れについての準備ができています。		

[No.12] 子どもとの関りにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる教育・支援を行っているか

		[No.12] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか ✓ 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している ✓ 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている ✓ 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている		○
12-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか ✓ すべての子どもに対して、公平に接している ✓ 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している ✓ 不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等） ✓ 子どもの呼称には敬称をつけている ✓ 集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由や家庭的な雰囲気）を大切にしている ✓ 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮して対応している		○
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか ✓ 子どもにとって安心できる距離で関わっている ✓ 「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等） ✓ 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている		○
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか ✓ 子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している ✓ 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている ✓ 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している		○
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか ✓ プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組みが行われている ✓ 子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている		○
受け入れの可否については、児童福祉司が、会議等で他児への影響も配慮したうえで、医療機関や他の児童福祉施設なども視野に検討しています。子どもへの接し方や対応については、全ての子どもに公平であること、不適切な態度や言葉づかいがないこと、自由で家庭的な雰囲気をつくること、子どもが安全感・安心感・信頼感が持てるように取り組むこと、子どもの気持ちに寄り添い傾聴することなど、月 1 回の「セルフチェックシート」により確認をしています。問題点などについては職員間で共有できるように 1 日 2 回（朝・昼）の申し送りで連携しています。退所後のトラブルを避けるため、子どもの呼称は、名のみ敬称を付けて呼んでいます。職員の配置数や勤務体制上、新採職員や経験年数が少ない職員への先輩職員のスーパーバイズができていく環境にあります。が、職員の配置を考慮した環境づくりに期待します。			

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

		[No.13] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
13-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか ✓ 全体に対して伝えている ✓ 個々の子どもに伝えている		○
13-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか ✓ 子どもが主体的に活動できる場面をつくっている ✓ 子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている		○
個々の意見や要望などは、子どもが書いた日記等を通して、日頃子どもが感じていることを把握しながら面接等により個別に対応しています。特に、高校進学や障害児施設やグループホームへの入所などの要望については、保護者等や児童福祉司に手紙などで伝えるように支援しています。			

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

		[No.14] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか		○
	✓ 子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している ✓ 子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている ✓ 警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている ✓ 聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している ✓ 職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している		
14-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		○
	✓ 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している		
子どもの生活歴の聞き取りや警察の事情聴取等は、児童福祉司が対応し、その内容が職員に伝えられています。個々の子どもに対して担当職員はいないもののユニット単位で対処しており、子どもから聞いた話を日誌や行動観察記録に記入し、児童福祉司に伝え、必要に応じて情報を共有しています。職員の技法修得についてはOJTで行っていますが、とても大切な技法であることから専門家による研修会等を行いさらなる技術向上を期待します。			

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか

		[No.15] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか		○
	✓ 定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている		
15-2	開放的環境における対応が可能となっているか		○
	✓ 一時保護所内での開放的環境が確保されている ✓ 子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている		
15-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか		○
	✓ 一人あたりの居室面積が基準以上となっている ✓ 居室定員の上限を超えていない ✓ 子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている		
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか		○
	✓ 居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている		
設備運営基準を満たしており、定員を超えた受け入れはしていませんが、すべて個室を設けることが出来ないことから2人部屋をカーテンで仕切る、着替えを他の部屋で行うなどプライバシーへの配慮がなされています。また、多床室を利用することは事前に説明しており、夜尿症等の対応が必要な子どもは個室を設けたり、オムツの回収などの配慮をしています。			

[No.16] 一時保護所は、個性が尊重される環境となっているか

		[No.16] の評価 (s,a,b,c)	b
	判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
16-1	個性が尊重される日課・ルール・環境となっているか		○
	✓ 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている ✓ 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個性が尊重されるよう検討されている ✓ 私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している ✓ 頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている		
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか		△
	✓ できるだけ個室で生活できるよう調整している		
日課の中で集団で行動する学習時間においても個別対応を希望する子どもは自室で学習するなどの対応を図っています。自由時間が確保されており、その過ごし方について子どもたちで決められるような仕組みになっており、パズルやゲーム、テレビ鑑賞、読書（まんがを含む）、卓球、外遊びを楽しむことができます。特に、子どもがよく読む漫画本については、会計システム上、購入方法が決められていることから、安価なものをたくさん購入することができないので、そのシステムが変更できることに期待します。また、就寝時刻については、小学生は21時、中学生以上は22時と年齢に応じた配慮がなされています。			

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

		[No.17] の評価 (s,a,b,c)	b
	判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
17-1	安心して生活できる環境が確保されているか		△
	✓ 外部からの視線に対する配慮が行われている		
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか		○
	✓ 毎日清掃している ✓ 汚れが目立ったときに、美化に努めている ✓ 定期的に害虫駆除等の対策をしている ✓ 音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている ✓ 不適切な点があった時に改善している		
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか		○
	✓ 身体的にリラックスできる空間や設備がある ✓ みんなが集まるリビングがある		
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか		○
	✓ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている		
17-5	必要な修繕等が行われているか		○
	✓ 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない ✓ 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている		
17-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか		○
	✓ 閉塞感がない ✓ 植栽等を利用して景色に配慮している		
毎日の清掃等は寮父母によって行われ、修繕が必要な箇所については早急に修繕しています。自由時間には、学習室、多目的室やプレイルームで、それぞれの子どもが自由に学習や遊びなど好きなことができる環境があります。また、感染症に対応する個室も用意されていますが、感染症蔓延の対策も視野に個室化を図ることを望みます。グラウンドは外部から見える環境にありますが、立ち止まって見ている人がいる場合には、職員が児童を室内に入れるなどの配慮をしています。なお、グラウンドには、日陰になる場所がありません。ここ数年の気候変動により気温が高い期間が長いことと熱中症予防の観点からグラウンドの一部に日陰を作る工夫をされることを期待します。			

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

	[No.18] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか ✓ 管理者の役割と責任が明確になっている ✓ 管理者の役割と責任が、職員に周知されている ✓ 職員との信頼関係ができています	○
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか ✓ 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている ✓ リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている	○
18-3	スーパーバイズができていますか ✓ 管理者が、相談支援担当と同程度以上の SV 研修を受けている ✓ 管理者による SV が行われている ✓ 管理者による SV を行う仕組みがある	○
一時保護所の管理は、子ども保護課長が担っており、事務分担表に明記されています。課長は、職員との信頼関係が構築されています。リスクマネジメントとしては、ヒヤリハットは課内会議で分析し、所長等への報告がなされ、また職員にフィードバックしています。		

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

	[No.19] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか ✓ 児童養護施設ついて定める設備運営基準以上の職員配置がされている ✓ 定員数等に応じた、職員数が確保されている ✓ 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている ✓ 各時間帯に必要な職員が配置されている	△
指導員、保育士、看護師、学習指導員など必要な職員は配置されています。また、会計年度職員として大学生を宿直として雇用していることは、子どもと年齢も近いこともあり、遊びや学習に生かされている点は高く評価できますが、子ども支援の個別化、専門性などを考慮し、医療や心理等の専門職の充実が図られることを望みます。		

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか

		[No.20] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	○	
	✓ 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確にされている ✓ 保健師・看護師の役割が明確にされている ✓ 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている		
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	△	
	✓ 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている ✓ 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている ✓ SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）		
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	△	
	✓ 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある ✓ 適切にスーパービジョンがなされている ✓ 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている		
各職種の役割や責任等については、事務分担表に明記されています。受理援助方針会議を毎週行い、保護所での連携は保てています。遠距離にある各児童相談所の児童福祉司との連携は時間的制約もあり、難しいと思われませんが、さらに密接に連携できる工夫がなされることを期待します。また、専門的知識と技術を有する職員を手厚く配置し、スーパーバイズが行われることを期待します。			

[No.21] 情報管理が適切に行われているか

		[No.21] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
21-1	個人情報適切に取り扱われているか		○
✓ 個人情報に関わる書類が放置されていない ✓ 個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている ✓ 職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している ✓ 個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている ✓ 個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある			
21-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか		○
✓ 個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている ✓ 重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えている			
21-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか		○
✓ 書類や記録等が適切に管理されている ✓ 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている			
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか		○
✓ 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている			
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか		△
✓ 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている ✓ 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている			
県の文書管理規程、個人情報の規程に基づいて対応しており、個人情報に関する書類は、執務室内の戸棚に保管され、施錠はされていませんが、外部の者が入室できないように配慮しています。パーソナルコンピュータにおいては、パスワードを設定し、他者が容易に見ることができないようにしています。			

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

		[No.22] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか		○
	✓ 児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている		
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか		○
	✓ 計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない） ✓ 研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている ✓ 所内研修の他、派遣研修も実施されている（派遣研修のための予算が確保されている） ✓ 研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている		
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか		△
	✓ 職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている ✓ 職員のレベルに応じた達成水準が定められている ✓ 個人ごとの「研修実績ファイル」がつけられ、研修歴がわかるようになっている		
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		○
	✓ OJT を意識的にやっている ✓ 新任・転任者に重点的に OJT を行う職員を決めるなどの工夫がなされている		
新採職員や移動してきた職員に対しては、マニュアルを使用して権利擁護等の課内研修を実施しています。施設外研修においては経験年数に応じた単発研修となっておりますが、復命書により研修報告を行うとともに伝達研修を実施しています。今後は、毎月実施している「セルフチェックシート」を活用し、職員ごとの研修目標を設定するなど、育成計画が立案されることを期待します。			

[No.23] 職員間での情報共有・引継ぎ等が適切に行われているか

		[No.23] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか		○
	✓ 申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある ✓ 職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある ✓ 申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時間などに配慮されている		
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か		○
	✓ 情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている ✓ 必要な情報が共有されている		
毎日、朝6時30分と8時45分、昼13時15分には、各ユニットにおいて引継ノートを使用して細部にわたる引継が実施されており、情報の伝達共有がなされています。毎週水曜日に実施される課内会議においては、多くの職員が参加できるような勤務体制にし、行動観察記録等を用いて情報の共有がなされています。さらに、宿直を行っている会計年度任用職員である大学生においては、学生同士で情報共有できるように伝達ノートを使用して情報の共有化を図っている点は、高く評価できます。			

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

	[No.24] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	△	
✓ 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている		
24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	△	
✓ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある		
✓ 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある		
児童相談所 5 か所のうち、保護所は 1 か所のみであるため、遠方の児童相談所職員との情報共有は、必要に応じて電話連絡や児童福祉司等が面接に来所した際に行っています。なお、子どもの状況に応じて、複数回にわたり面談することもあり、その際は面談記録により情報を共有しています。新たな一時保護所を設置することは容易ではないと思われますが、今後は、入所者数の増加や複雑化する課題を考慮し、より密接な連携が図れるような環境整備を望みます。		

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

	[No.25] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
25-1 適正な就業状況が確保されているか	○	
✓ 労務管理体制が構築されている		
✓ 時間外労働や休暇取得などが適切に行われている		
25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされているか	○	
✓ メンタルヘルスに関する取り組みが行われている		
✓ ハラスメントの防止策・対応策などの取り組みが行われている		
✓ 希望があれば、職員が相談できる体制がある		
労務管理体制は構築されており、夏季休暇は全員がとれています。時間外労働については適切に申請されており、休暇取得に関してはなるべく均等に取得できるように課長が配慮しています。メンタルヘルスのアンケートを年 1 回実施しています。ハラスメントに関しては、所長より直接話を受けており、希望があれば相談に応じるなどの対応がなされています。		

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか

	[No.26] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
26-1 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか	○	
✓ 子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面でかかわっている		
✓ 治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている		
26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか	△	
✓ 医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの体制が構築されている		
✓ 必要性を感じた職員が必要なときに「提案」ができる仕組みがある		
月 2 回、協力医療機関の小児科医による往診がなされており、かかりつけ医師への受診には一時保護所の職員又は児童福祉司が同行しています。医師、看護師や児童心理司などのチームケア体制はできているものの、実施までには至っていません。医務室には、服薬ボックスが用意され、服薬のチェックが容易にできるようになっております。長期在所の子どもや疾病を持つ子どもが増えていることも鑑み、チームケアが実践されることを望みます。		

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか

	[No.27] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
27-1 警察署との連携が日頃から行われているか	○	
✓ 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている		
✓ 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある		
27-2 警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか	○	
✓ 面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている		
27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか	○	
✓ 子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケートを行っている		
一時保護所を設置している児童相談所には、現職の警察職員が常駐しており、警察とは密接な連携がなされています。警察の面接等は児童福祉司が同行していますが、性被害などにおいては職員が子どもの心情に寄り添った対応をするとともに面接後のアフターフォロー等を行っています。		

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか

	[No.28] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	○	
✓ 移行する施設や里親との情報の共有が行われている		
✓ 子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている		
✓ 子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている		
✓ 子どもの意見や不安などを聞き、必要な支援を行っている		
✓ 移行後の児童福祉司や保護所のかかわりについて説明している		
移行前には、移行する施設や里親と事前面談を行い、子どもの不安感の払拭に努めています。また、子どもの移行に関しては、一時保護所の職員が行動観察記録票を児童福祉司に提出し、必要な情報を共有したうえで、必要なケースの場合は職員も支援を行っています。		

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

	[No.29] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)	
29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	○	
✓ 必要な関係機関との連携実績がある		
✓ 各関係機関との連携の内容や方法が明確になっている		
✓ その内容に基づき、連携が行われている		
✓ 一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている		
29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	○	
✓ 関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている		
✓ 情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている		
関係機関との連携については、市町村で開催している要保護児童対策地域会議に主に児童福祉司が出席し、一時保護所での生活状況を伝えています。		

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

	[No.30] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか		○
✓ 掲示や配布などにより、理念・基本方針の職員への周知が図られている		
30-2 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか		○
✓ 理念・基本方針が策定されている		
✓ 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている		
中央児童相談所としての理念・基本方針が策定されていますが、一時保護所として独自の理念・基本方針は策定されていません。一時保護所に沿った特有の理念・基本方針が明確化されることにより、職員等の行動基準（行動規範）として職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育、支援への具体的な取り組みを合目的に行うことができるようになります。県の施設であり、独自の理念や基本方針の策定には困難な面もあると思われますが、策定をしたうえで一時保護所独自の事業計画書を作成し、執務室に掲示するなどして、職員への周知を図ることを望みます。		

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

	[No.31] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
31-1 事業計画が策定されているか		○
✓ 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている		
✓ 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている		
31-2 事業計画に基づく取り組みが実施されているか		○
✓ 事業計画に基づき、取り組みが実施されている		
31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか		△
✓ 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている		
✓ 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている		
✓ 評価を行いやすいよう、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている		
31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか		△
✓ 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある		
現状では県内 5 か所の児童相談所の事業計画書、業務概要の中で、県内 1 か所の一時保護所として、①相談種別・児相別一時保護状況 ②相談種別・在所日数の推移 ③相談種別・年齢別一時保護状況 ④一時保護委託の実績など記されています。 今後は一時保護所としての独自の事業計画書を策定し、活動や行事以外にも基本情報シートに記載している取り組みの重点項目等を受け、中長期計画が記載されている事業計画を策定されることを期待します。 なお、事業計画書の策定にあたっては、子どもや職員の意向等を十分に反映できる仕組みがあることも重要となります。		

[No.32] 緊急保護は適切に行われているか

	[No.32] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
32-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	○
	✓ 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている ✓ 必要に応じて、専門医の診察を受診させている ✓ 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている ✓ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている ✓ 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている	
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	○
	✓ 子どもに対して必要な説明が行われている ✓ 子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている	
健康診断は入所時に実施され、夜間時の入所の場合は翌日に実施し、子どもの健康状態を把握しています。また、入所以前のかかりつけ医療機関等への受診もしています。子どもへの説明や保護については担当の児童福祉司が行い、同時に子どもの意向を確認しています。一時保護所の生活については保護所職員が「生活の手引き」を使い、子どもの年齢や状況等を考慮しながら丁寧にわかりやすく説明しています。 緊急保護については、子どもに過度な負担がかからないよう配慮しながら行われています。		

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

	[No.33] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
33-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか	○
✓子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている ✓健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない） ✓幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的生活習慣の習得に十分配慮している ✓精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている		
33-2	日課構成は適切か	○
✓子どもの状況に応じた、日課が構成されている ✓入浴の回数は適切である ✓子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている		
33-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	○
✓掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている		
子どもたちには、児童処遇マニュアルを活用して、自身の居室の清掃や洗濯物たたみ、下膳等、こども自身の生活習慣が身に付くような支援を行っています。特に、未就学の子どものについては健康状態を優先に情緒の安定を含め生活習慣の習得に十分配慮しています。水曜日に会議を行い、ユニットごとに統一した援助を行っています。入浴も毎日個浴で行うことができ、落ち着いて過ごせる環境となっています。		

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

	[No.34] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
34-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか ✓ レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	○
34-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか ✓ 子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている ✓ 一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	○
34-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか ✓ 野外活動等が行われている ✓ 野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組み・工夫が行われている	△
34-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか ✓ 遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	○
自由時間は、それぞれが好きなことをできるように仕組みがあります。土日祝日には子どもたちで自由時間の過ごし方を考えて過ごすようにしています。また、行事等も自分たちで計画し実施しています。野外活動については、地域の資源等の活用と併せ子どもたちの安定を促すためにも現状に合わせた計画を積極的に考えることを期待します。		

[No.35] 食事が適切に提供されているか

	[No.35] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
35-1	1日 3 食の食事が提供されているか	△
	✓ 1 日 3 食の食事が、適切な時間に提供されている ✓ 一定期間の予定献立が作成されている ✓ 栄養バランスに配慮された食事が提供されている ✓ 嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている ✓ 食事時間が、最低 30 分は確保されている ✓ 定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている	
35-2	食事の安全・衛生が確保されているか	○
	✓ 食材の検収・保管が適切に行われている ✓ 調理時の衛生管理が徹底されている ✓ 厨房等の調理スペースは、衛生が保たれている ✓ 食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている ✓ 調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している ✓ 職員等による検食が適切なタイミングで行われている	
35-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか	○
	✓ アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている ✓ アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している ✓ 宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている ✓ 子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている ✓ 体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている	
35-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか	○
	✓ 食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている ✓ 子どもの嗜好調査等が行われ、子どもの嗜好等に配慮した食事が提供されている ✓ 適切な仕様の食器が選択されている ✓ 食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮がされている ✓ 食堂から見えるものへの配慮がされている	
35-5	子どもが食事を楽しむための工夫がなされているか	○
	✓ 明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている ✓ 食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている ✓ ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている	
毎月 1 回、児童にアンケートによる嗜好調査を実施しています。その結果をもとに委託業者との話し合いが実施され献立に反映されていますが、子どもの好みだけの配慮にとどまらず、健康面（特に塩分の摂取量）を配慮した献立が策定されることに期待します。また、食育の取り組みとしては、コロナ禍により実施できなかった調理の体験やおやつ作り等、子どもが参加できる機会等を設けることが望まれます。		

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか

		[No.36] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
36-1	衣服の清潔は保たれているか ✓ 洗濯の回数・方法が適切である		○
36-2	衣習慣が身に付くように支援しているか ✓ 気候にあわせた衣服を着用するよう指導している ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている		○
36-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか ✓ 私服を着用できるようにしている ✓ 貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている		○
36-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか ✓ 肌着を使い回していない（下着は新品を使用） ✓ 気候にあわせた衣服を貸与している ✓ 古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない ✓ 破損したりした場合、繕ったり交換している		○
下着は支給しており、また貸与の場合には好みのものを選んでもらっています。私服の希望があれば着用することも出来ます。衣類の過敏症のある子どもや希望する衣類に関しては保護者に連絡をして自宅から持ってきてもらうことが出来ます。			

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか

		[No.37] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
37-1	就寝・起床時刻は適切か ✓ 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている ✓ 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）		○
37-2	睡眠環境は適切か ✓ 就寝時の空調温度が適切に設定されている ✓ 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている ✓ 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている		○
前回の第三者評価後に消灯時間に改善が見られました。小学生と中高生の消灯時間を分けており、小学生は21時、中学生以上は22時となっています。快適な睡眠が取れるよう、居室の適温管理のためエアコンを使用しています。			

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか

		[No.38] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (√ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
38-1	子どもの健康状態が把握されているか ✓ 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している ✓ 子どもの健康状態がよい場合には、子どもの状態について具体的に記録している ✓ 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある		△
38-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか ✓ 必要に応じて健康診査を受けさせている ✓ 体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている ✓ 応急の医薬品等が備え付けられている ✓ 診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている ✓ 診療に必要な「受診券」が準備されている ✓ 診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている		○
毎日検温と健康チェックを行っています。体調不良児がいる時には、看護師と受診の有無を検討し、必要であれば受診しています。看護師等の医療系職員の配置の見直しやオンコール体制の導入等を検討し、子どもたちの健康管理を更に手厚くすることを期待します。			

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか

		[No.39] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (√ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
39-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか ✓ 子どもの学習時間が確保されている ✓ 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している ✓ 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している ✓ 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている ✓ 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身についていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている		○
39-2	在籍校との連携が図られているか ✓ 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している ✓ 教材などを在籍校から提供してもらっている ✓ 在籍校の教職員が定期的に保護所に来訪している		△
39-3	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか ✓ 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている ✓ 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている ✓ 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している		△
学校行事については、職員(児童福祉司)が連れていくことがあります。在籍校の教職員の訪問はありませんが、職員をとおして学校の教材やテストを預かり、学習し、在籍校との学習進度を合わせるなど工夫しています。また、通学支援、オンライン授業や教育機関の研修を受け入れたり、市町村の教育委員会が派遣する教育専門家を受け入れています。なお、里親のもとから通学ができるようにするなど、学習の機会を確保しています。 保護所からの通学は課題が多いとのことですが、子どもの教育を受ける権利を尊重し学習の機会や支援を今後検討していくことを期待します。			

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか		
	[No.40] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
40-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか ✓ 必要な支援を行う体制が確保されている ✓ 必要な保育が提供されている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	○
支援は職員2名で行い、子どもの自立に向けた取り組みとなるように努めています。また。行動観察票にて状況を把握し、評価しています。長期在所となる幼児については保育計画を策定し、年齢や発達段階に応じた保育メニューや遊びの内容を工夫することが望めます。		

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか		
	[No.41] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
41-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか ✓ 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している ✓ 子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している ✓ 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている	○
41-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか ✓ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている ✓ 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	○
41-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか ✓ 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている ✓ 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	○
子どもの生活の様子等については、生活日誌を用いて児童福祉司と共有しています。また、児童福祉司が保護者から保護所での生活の様子を確認された時には、子どもの許可を取り、保護所で実施した学習プリントや工作の作品などを保護者に見せています。児童心理司との面談の内容は引継ぎ書類が文書で提出されています。		

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

		[No.42] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
42-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか		○
	✓ 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している		
42-2	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか		○
	✓ 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている		
	✓ 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教えている		
42-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか		○
	✓ 他の子どもたちと分離している		
	✓ 分離できる設備と職員体制が確保されている		
	✓ 教育・指導を改めて行っている		
	✓ 他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している		
	✓ 必要に応じて、医療機関を受診させている		
42-4	P T S D症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか		○
	✓ 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている		
子どもに性的問題行動への対処が必要な時には、児童福祉司や児童心理司がプライベートゾーンや境界線等の教育を実施しています。また、協力医療機関の嘱託医が系統的全身診察を実施しています。その他、週1回精神科医が児童相談所に来所し、必要に応じて相談等を行っています。			

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

[No.43] の評価 (s,a,b,c)		b
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
43-1	他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか ✓ 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている ✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている ✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
43-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	△
43-3	他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか ✓ 緊急時に必要な応援体制が確保されている ✓ 緊急時には 110 番することが職員に周知されている ✓ 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている ✓ 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならないところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている ✓ 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている	○
他害や自傷行為で集団生活が困難な場合には、重大事件部屋を利用することで、他児童の安全を確保することもあります。所内に配置されている警察官との連携も行っています。子どもの心や原因となる心身の状態に寄り添い、子ども自らが安定した行動をとれるような支援を更に続けていけるよう期待します。また、医師などの医療職を含めたアセスメントが行われ、対応についての方針が検討されるなど医療面でのサポート体制を構築することを望みます。		

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

[No.44] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
44-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか ✓ 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている ✓ 心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている ✓ 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
44-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか ✓ 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている ✓ 無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている ✓ 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない ✓ 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋にいられておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない	○
44-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか ✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している ✓ 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている	○
無断外出が発生した場合には、無断外出対応マニュアルを使用し、適切に対応しています。マニュアルの見直しは、まず課内会議(毎週水曜日)に図り、改正するために必要なことを職員に聴取してたたき台を作成し、必要に応じて随時更新をしています。搜索等に当たり、他課の職員の協力を得て実施しています。		

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

		[No.45] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
45-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか		○
	✓ 各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている		
	✓ 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある		
45-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか		○
	✓ 他児の生活スペースから分離されている		
	✓ 刺激が少ない場所にある		
45-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか		○
	✓ 重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている		
	✓ 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている		
重大事件を起こした触法少年の一時保護に係る対応のための指針が策施されており、それに基づいて支援をしています。警察よりの送致から原則3日、行動チェックをしてから処遇に当たっています。日中活動記録の中で検討し、集団生活へ移行しています。 24時間観察者が必要なため他課の職員の協力を得て行われています。			

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

		[No.46] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
46-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか		○
	✓ 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている		
46-2	葬儀等に参加させているか		○
	✓ 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている		
46-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか		○
	✓ 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている		
児童福祉司が子どもと共に葬儀に参加しています。また、必要に応じて(家族喪失の)ケアを個々に対応しています。			

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

		[No.47] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
47-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		○
	✓ 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている		
	✓ 子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている		
	✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある		
47-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		○
	✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している		
	✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている		
	✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている		
受理会議録や児童福祉司からの情報を基に、子どもの状態等を把握しながら支援を行っています。虞犯行為やネグレクトによる心理的ケア等については県の条例整備等によりよりきめ細やかに対応できることを期待します。			

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

		[No.48] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
48-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		△
✓ 子どもの障害の状況等に関する把握が行えている ✓ 子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われている ✓ 身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある ✓ 発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある ✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある ✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている			
48-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		○
✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている ✓ 個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている			
48-3	障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか		○
✓ 障害への理解を深めるための取組みがなされている ✓ 障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている			
受理会議録や児童福祉司からの情報を基に、特性把握に努めるとともに、支援方法について検討しています。建物の構造上、身体障害児は生活動作が自立している子どものみ受け入れが可能となっています。現在は、他施設へ委託していますが身体介護の必要な子どもの受け入れも可能となるよう期待します。			

[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

		[No.49] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
49-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		○
		✓ 子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある ✓ 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組みが行われている ✓ 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている ✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている	
49-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		△
		✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている ✓ 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリンなどの定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている ✓ 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など）	
49-3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか		○
		✓ 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている ✓ 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている	
自己注射やネブライザー等を使用する際には、医療機関と連携して使用方法等を確認しています。誤薬を防ぐため、薬の準備を行う際には職員がダブルチェックをし、服用させる時にも職員がダブルチェックを実施しています。			
医療ケアに関しては、配置の関係で看護師等が不在の日もあり、受入れの際の課題として毎回挙がっています。看護師等の職員の切れ目のない体制がとれることを期待します。			

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

		[No.50] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
50-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか ✓ 無断外出があった場合の対応は明確になっている ✓ 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている ✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している ✓ 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している ✓ 無断外出した子どもが、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している		○
50-2	無断外出の未然防止に努めているか ✓ 無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている ✓ 保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている		○
無断外出の未然防止に努める他、出入口の施錠や各居室等の窓にセンサーを取り付けるなど環境面での工夫をしています。無断外出があった場合は、対応マニュアルを使用して、適切に対応しています。また、捜索に当たっては他課の職員の協力も得ています。			

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか

		[No.51] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
51-1	火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか ✓ 具体的な避難計画が作成されている ✓ 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている ✓ 防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている ✓ 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない ✓ 消火器及び消火栓が稼動することが確認できている		○
51-2	避難訓練を毎月 1 回以上実施しているか ✓ 避難計画に基づく避難訓練が実施されている		○
51-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか ✓ 緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている ✓ 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている		○
茨城県中央児童相談所子ども保護課災害対策実施要項に伴い、毎月1回避難訓練を実施しています。避難動線はいくつも確保されています。立地場所から水害対応の整備と原子力災害への対応も必要となっています。その対応として、中央児童相談所子ども保護課水害避難実施要項に規定されており、原子力災害も細かく規定されています。今後、義務化されるBCPを早急に策定されることを望みます。			

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

		[No.52] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
52-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか ✓ 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している ✓ 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている ✓ ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組みが行われている		○
52-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっているか ✓ 感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている ✓ 感染症が発生した場合に発症した子どもを隔離するための静養室などの設備がある ✓ 季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている（ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど）		○
入所前や入所後、速やかに健康診断を実施しています。また、入所後48時間は個別対応とし健康観察を実施しています。複数の感染症患者が出た場合は、個室が足りないため隔離が難しい現状があります。対応については一時保護所感染症予防マニュアルで定められているほか、食中毒やノロウイルスへの対応も定められています。			

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

		[No.53] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
53-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか ✓ 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある ・基本的な相談援助に関する事項 ・養育・支援実施時の留意点・子どもの J への配慮 ・設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順 ✓ リスク管理に関して定めたマニュアルがある ・想定されるリスク ・未然防止策と発生時の対応 ✓ 各マニュアルの目的に応じて活用されている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等）		○
53-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか ✓ マニュアルの内容に関する研修が実施されている ✓ 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫されている ✓ その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある		○
53-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか ✓ 定期的にチェックを行う仕組みがある ✓ S Vによる確認が行われている ✓ マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）		○
53-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われているか ✓ 必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている ✓ 定期的に見直しを行う仕組みがある ✓ マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある（担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みなど）		○
中央児童相談所一時保護所運営の手引きを基本に、マニュアル等が策定されており、随時に見直しを行っています。			

[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

		[No.54] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
54-1	自己評価が定期的に行われているか		○
	✓ 自己評価を定期的 to 実施している		
54-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか		○
	✓ 外部評価を定期的 to 受けている		
54-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか		○
	✓ 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組につなげていく仕組みがある		
	✓ 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある		
54-4	職員間での共有や職員 一体となった取組が行われるようになっているか		○
	✓ PDCA のサイクルを恒常的に実施する仕組みがある		
	✓ PDCA サイクルに基づく、質の向上を行った実績がある		
	✓ PDCA サイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組みとするための工夫が行われている		
職員は毎週セルフチェックシートの項目に合わせて支援の振り返りを行い、月末にはセルフチェックシートで自己評価を行い、課長へ提出しています。更に、3年に1度第三者評価を実施し、質の向上のための取り組みに活用しています。			

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

		[No.55] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
55-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか		○
	✓ 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている		
	✓ 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている		
	✓ 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている		
55-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか		○
	✓ 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など）		
	✓ 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている		
児童福祉司からの受理会議録、通告書の情報を基に、家庭の状況等を把握しています。また、行政等の関係機関との情報のやり取りを密に行っています。子どもの健康状態等の把握は母子手帳等の確認等で実施しています。			

[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

		[No.56] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
56-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか		○
	✓ 関係機関との総合的なアセスメントが行われている		
	✓ 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている		
56-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか		○
	✓ 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている		
	✓ 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている		
	✓ 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている		
医師による医学診断、児童心理司等による心理診断、及び行動観察等を通して総合的なアセスメントが行われています。行動観察チェックシートを用い、毎週水曜日に観察会議を行い、児童の行動観察を行っています。			

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

[No.57] の評価 (s,a,b,c)		b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
57-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか ✓ 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている ✓ 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている ✓ 援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている ✓ 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している ✓ 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている	△
援助指針は策定していませんが、児童福祉司と情報を共有しながら支援を行っています。策定していない理由として短期利用の目的では従来策定する必要はないとなっていますが、長期の入所が増えている現状において、今後課題として検討する方向になっています。また、援助課題等が不明な場合はすぐに連絡を取り把握しています。さらに、個別対応を希望する子どもについては、できるだけ個別で対応しています。長期滞在が予想される場合は里親委託をして通学する子どももいます。		

[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか

[No.58] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
58-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか ✓ 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている ✓ 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている ✓ 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している	○
58-2	子どもの変化に応じた支援が行われているか ✓ 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている ✓ 子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある	○
58-3	必要のない長期間の保護が行われていないか ✓ 必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている ✓ 一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている	○
保護所が援助方針を立てて、迅速な対応を行っています。また、子どもの状況によって支援方法を変えています。保護期間の長期化により不適応行動を見せる児童も多く、周りの児童への日常生活に影響していることから、長期化の原因となっている過程を把握して保護の見直しを行っています。それぞれの支援計画の策定は行っておらず、方針は確認され共有されていましたが、文書で残すことの検討を期待します。		

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

		[No.59] の評価 (s,a,b,c)	S
判断基準 (√ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
59-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか ✓ 子どもと定期的に面談等を行っている ✓ 種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している ✓ 担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている		○
59-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか ✓ 子どもの日々の様子が記録されている ✓ 客観的事実と所見が区分して書かれている ✓ 子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている		○
日々の生活状況を児童日誌に書き留めるとともに、行動観察を実施する際にはチェック表を活用して行動観察票を作成しています。 子ども一人ひとりの様子が記録としてファイルされ、きめ細やかな支援が行われており、業務の引継ぎ等を通して職員間で情報の共有を図っています。			

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか

		[No.60] の評価 (s,a,b,c)	S
判断基準 (√ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
60-1	職員は、業務引継を適切に行っているか ✓ 子どもの状況について、職員が十分に把握できている		○
60-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか ✓ 週 1 回の観察会議を実施している ✓ 観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている ✓ 観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している ✓ 観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している ✓ 観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている ✓ 観察会議の結果が判定会議に提出されている		○
観察会議は毎週水曜日に定期的に実施し、援助方針の確認や、行動観察の結果、子どもの意見、そこから考えられる行動の背景や行動診断を行なっています。また、日々の引継ぎにおいて子どもの状況を的確に把握し、情報の共有化を図っています。			

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

		[No.61] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (√ 評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか ✓ 一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている ✓ 必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている ✓ 健康診断等の受診が必要な場合、受診させている ✓ 子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている ✓ その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている		○
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか ✓ 日用品、着替え等も持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している ✓ 支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている		○
入所児童全員が、健康診断を行っています。入所時に所持品は細かく記録され、退所時にその記録をもとに返還をしています。必要な日用品や衣類は入所時に所持していますが、不足する場合は貸与して退所時に返還をしています。			

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

		[No.62] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
62-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか ✓ 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている ✓ 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している		○
62-2	一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか ✓ 子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している ✓ 所持品簿を作成している ✓ 現金等の貴重品が適切に管理されている		○
62-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあった場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか ✓ 必要に応じて、保護者等に返還している ✓ 違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている		○
私物は入所時に所持物品簿に記入し、職員間でダブルチェックを行い、記入漏れがないようにしています。私物のうち使用しない物は保管庫に保管しています。持ち物については児童相談所の段階でチェックがあり危険物は持ち込まれていません。			

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

S1名		[No.63] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか ✓ 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である ✓ 情報提供は適切なタイミングで行われている		○
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか ✓ 成育歴、強み・長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している ✓ その他、保護解除後にも継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である ✓ 施設職員や里親への情報提供は、適切なタイミングで行われている ✓ 保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている ✓ 情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している		○
児童福祉司は、一時保護期間中の保護観察記録や健康診断に関する情報を施設職員や里親に事前に提供するとともに、面接も実施しています。また、行動観察票を次の支援の機関（施設・里親等）に引き継いでいます。			

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

		[No.64] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)			評価 (○,△,×)
64-1	子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか ✓ 所持物の返還時には、受領証を徴している		○
64-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか ✓ 子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者等に返還している ✓ 子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還している ✓ 触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している ✓ 権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている ✓ 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している		○
退所時に所持物引継書を2部用意し、保護者や措置施設職員等が署名し、1部は保護所で保管しています。また、私物取扱いリストに基づいてチェック、返還を行っています。			